北海道地方交通審議会の意見要旨

1．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、最低賃金額「192,000円」を「192,200円」に改定することが適当である。

2．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金については、最低賃金額「192,000円」を「192,200円」に改定することが適当である。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年十一月十一日

東北経済産業局長　数井　寛

一　件名　仙台市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年十二月四日　午後二時から

三　場所　仙台合同庁舎六階　東北経済産業局第一・二会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延償却終了に伴い、ガス料金を平均一・三一％引き下げる。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに仙台市ガス局（宮城県仙台市宮城野区幸町五丁目十三番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「仙台市（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年十一月十八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「仙台市（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年十一月十八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

仙台市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の名称　古賀　幸久（ＫＧ投資顧問）

2．住所　福岡県久留米市東和町３―１黒川ビル401号

3．代表者の氏名　古賀　幸久

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号福岡財務支局長（金商）第16号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 21 年 11 月 11 日

福岡財務支局長　上野　善晴

郡山区域農用地整備事業における柳橋３換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった郡山区域農用地整備事業における柳橋３換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 11 月 11 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称

郡山区域農用地整備事業における柳橋３換地区の換地計画書の写し

2　縦覧期間

平成21年11月12日から平成21年12月10日まで

3　縦覧場所

福島県郡山市事務所

郡山区域農用地整備事業における黒木２換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった郡山区域農用地整備事業における黒木２換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 11 月 11 日

農林水産大臣　赤松　広隆